

青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、
所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

青梅市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 23 号）の一部
を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した
日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診
断により疾病の発生が確定した日」を「死亡もしくは負傷の原因である事
故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した
日もしくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」とい
う。）」に改め、同項第 2 号中「8,800 円」を「8,900 円」に改
め、同条第 3 項中「死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日また
は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断によ
り疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付則第 3 条の 4 第 5 項第 2 号、同条第 6 項、付則第 4 条第 7 項第 2 号お
よび同条第 8 項中「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に
改める。

別表補償基礎額表中

「

団長および副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長および副分団長	10,600	11,500	12,400
部長、班長および団員	8,800	9,700	10,600

」を

「

団長および副団長	円 12,440	円 13,320	円 14,200
分団長および副分団長	10,670	11,550	12,440
部長、班長および団員	8,900	9,790	10,670

」に

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第5条第2項および別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）ならびに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間にかかる新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金および同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間にかかる傷病補償年金等については、なお従前の例による。